

講演「公文書管理法と文書管理条例」

2009年10月、情報保存研究会（JHK）と（社）日本図書館協会の共催によるシンポジウムが東京で開催され、その特別講演として神奈川大学法学部教授・後藤仁氏の「公文書管理法と文書管理条例—説明責任を全うするために」を聴く機会がありました。後藤氏は、昨年7月の公文書管理法の制定につながる議論を行ったシンクタンク的な組織（公文書管理の在り方等に関する有識者会議などの委員を歴任した人物です。今回は、その聴き取りメモをもとに講演の3つのポイントを紹介します。



1、公文書管理法の制定に伴い、先行関連法が改正される。

公文書管理法は、いわば既存の情報公開法と公文書館法の両者をつなぐ架け橋のような法律である。情報公開法は、政府には自らの諸活動について国民に説明する責任があることを明示したが、公文書管理法は政府に説明を求める主体を現在の国民にとどめず将来の国民にまで拡充させ、「時を貫き、未来や歴史に対しても、全うされなければならない」ものへと「説明責任」を進化（深化）させた。

こうした国レベルでの変化を読み取り、自治体レベルにおいても情報公開条例の改正や公文書館条例の改正・制定とのセットで、公文書管理条例を制定すべき時が来た。

2、公文書管理法は、公文書等の決裁手続きから自由な立場をとる。

時を貫く説明責任を果たすためには、従来のように決裁手続きを終えた公文書等だけを記録として残すのではなく、決裁途上で生み出される文書やメモ類や、さらには決裁手続きを経ない文書等も保存対象となりうる。たとえ決裁済みの文書が残されても、業務記録のまとまりが残らなければ歴史を正しく後世に伝えることは困難である。

こうした将来の公開に備えるための保存は、適正な文書管理が行われることによってものみ可能となる。公文書管理法や公文書管理条例はそれを推進するものである。

3、文書等の評価選別は、文書管理の流れの早い段階でアーカイブズが関わる。



すべての業務記録を残すことは現実問題として不可能であるから、保存すべきものとそうでないものを分けるための評価選別という作業が必要となる。評価選別の権限はアーカイブズが持つべきであり、アーカイブズによる評価選別は文書管理の流れのなかでできる限り前の部分（早い段階）で行われるべきである。

その際、疑わしきは開示するという「推定開示の原則」に立つことが大切であり、それを可能にするような評価選別が求められる。